

ドミニカ共和国

環境自然資源省

保護区域及び生物多様性の研究に関する規則

第1章

目的及び原則

第1条 本規定は環境及び自然資源に関する法律（2000年8月18日付の法律第64号）を補うものであり、同様の原則及び規定が適用される。

第2条 保護区域及び生物多様性は国の発展のための重要な資源であり、資源開発は資源の保存との平衡を保ちつつ行われるべきである。

第3条 本規定の目的は以下の通りである：

- a) 国内の生物多様性、特に保護区域内の自然及び文化的な資源に関する科学的及び技術的調査の規制及び促進
- b) 自然及び社会的な分野において科学調査を監督、評価及び促進するために必要な規則及び制限を定め、さらに知識、保存、並びに自然資源及び生物的多様性（人類文化の多様性を含む）の理性的な利用のために必要な技術を採用する。
- c) 科学的及び技術的な協力を促進し、遺伝資源に関するドミニカ政府の主権を擁護する。
- d) 保護区域及び生物多様性を守るための有益な情報を収集することに貢献し、バイオセキュリティのための監視手段を備える。
- e) この分野の基礎的及び応用的な調査の発展において公衆の参加を促進し、動機づける。
- f) 生物的多様性の保護及び知識のためのさらなる調査を目指した戦略的提携を促進する。

- g) 保護区域及び生物的多様性の分野の調査に関する専門家の育成を支援する。

第2章

定義

第4条 これらの規定を適用するために、調査は、科学的な情報及び知識、並びにドミニカ共和国の保護区域及び生物多様性の保存、管理、合理的な使用及び保護のために必要な技術を生み出し、探求し、及び実証するプロセスであると理解されるべきである。調査のための活動は以下のものが考えられるが、ここで列挙されているものは限定的なものではない。

- a) 人類学、考古学、生物学、生態学、経済学、洞窟学、地質学、農村社会学もしくは関係する他の分野に関する基礎的及び応用的な研究、モノグラフ、学位論文等。
- b) フィールド実験及びラボラトリー実験、
- c) 開発、検証及び技術移転、
- d) 管理のプログラム及びプロジェクト及び／又は種及び生態系のモニタリング、
- e) 野生種の栽培、植物又はその一部（葉、樹皮、実、花、根、樹脂；精油の抽出又は非木材産物の採取、
- f) 生きた動物又は死骸の捕獲又は収拾、並びにそれらの動物の一部の採取（卵、殻、羽、皮膚等、
- g) 細菌類、原生動物、コケ類、地衣類、藻類、及び菌類に関する研究、
- h) あらゆる歴史的又は考古学的価値のある物の採取又は採集、
- i) 化石の採集又は採取、鍾乳洞の研究及び存在場所（洞窟の場所の特定、又はあらゆる地学的採掘物）、岩絵の点検調査、地形測量調査及び洞穴生物の特徴の特定、
- j) 遺伝素材及び化学的化合物の探索。

第5条 この規定のために「保護区域及び生物多様性の研究者」という役職があり、この職に就く者は、認知された研究機関で保護区域及び生物多様性と何らかの関係のある専門的訓練を受けた者、若しくは科学的知識の発展に長年にわたり貢献した者、又はその両方を兼ねている者でなければならない。

第6条 この規定を適用するためのその他の有用な定義は：

保護区域：陸域、海域を問わず、生物多様性並びに自然及び文化的関連のある資源の重要な要素の保護及び管理に提供されている、法令又はその他の機関により管理されている国土の一区域。

生物多様性：全種の生物、その遺伝子、並びにその全変種の生息地及び景観の全体。

バイオプロスペクティング：生物多様性の中に存在する現在又は潜在的に価値があるとみなされている化学的化合物、遺伝子、たんぱく質、微生物及びその他の製品の新しい起源を、商業目的で体系的に探索、分類及び研究すること。

バイオセキュリティ：遺伝子組み換えのものかどうかにかかわらず、病原菌、外来種の利用又は放出の危険から関連施設で働く勤務者、地域社会、及び環境を守る総合的な防疫対策。

バイオテクノロジー：生体システム、生体プロセス、及び生体又はその派生物を用いて製品を作り出し変更を加える応用技術。

生態系：調和して機能し周囲又は一定地域の物理的環境に相互作用を及ぼす一つ又はそれ以上の生物の個体群。

生化学要素：あらゆる種類の植物、動物、菌類又は微生物から作り出されたもので、特別な性質、分子又はそれらを設計する端緒を含む素材。

遺伝要素：あらゆる種類の植物、動物、菌類若しくは微生物に含まれる、遺伝する要素を含む素材。

環境サービス：生態系が提供する作用及び産物で、環境の改善並びに自然資源の保全、保護、修復及び維持により人類の生活の質に直接影響を及ぼすもの。

第3章

生物多様性に関する調査

第7条 サンプルの収集又は生体試料の採取は、ふさわしい権限を与えられた者によってのみなされるべきである。

第8条 絶滅の恐れにさらされている、又は絶滅危惧種に指定されている生物の調査にかかわる研究者は、採集の方法、それらの生物の飼育方法、栽培方法の規定及び手順の詳細を提出しなければならない。

項1 上述の種のサンプル収集は、研究の目的、技術及び手順が、捕獲時及びそれらの個体を取り扱う時に傷つけず、個体群を脅かさない時にのみ許可される。

項2 それらの種の生存に直接関わる時、危険な伝染病の対策及び予防のように国家の安全に関わる場合、又はそれらに類似する事態が生じる場合には、生体を殺処分しなければならないとしてもそれは許可される。

第9条 フィールド調査を終了するにあたり、研究者は収集した生体サンプルのリストを提出しなければならない。各種類のサンプル、又はその分類群の中で最もそれらを代表するような部分標本や派生物で、環境自然資源省の技術者が調査し易いものを提出しなければならない。

項1 研究者により提出されたサンプル、部分標本又は派生物は、サント・ドミンゴ自然歴史国立博物館、国立植物公園又はそれらに相当する施設で保管される。

項2 研究が国外で継続される場合には、サンプル、部分標本、派生物の持ち出しは許可を得なければならない。研究者又は研究機関は、サント・ドミンゴ自然歴史国立博物館、国立植物公園又はそれらに相当する施設に、それらを提出した、又は後日提出することを確約する受領書を提出しなければならない。

第10条 新種の収集及び記述を含む研究の場合、正基準標本及び従基準標本は国家環境自然資源保護区域及び生物多様性事務局に送られ、それらはふさわしい施設に保管され、のちに保管場所が記録される。

項 保管を担当する施設はこれらの標本に保管基準に従った照会番号をつける。

第4章

保護区域内の調査

第11条 保護区域関係機関全体では常に法律第64-00号に抵触しないことを確認しつつ、国家環境自然資源事務局によってあらかじめ評定された運営部門のガイドラインに沿って調査を実施する。

項 保護区域に到着した時、研究者は地元の管理局に出頭し、担当者に許可証の写しを提出しなければならない。

第12条 保護区域内の調査は、現地の生物多様性に加え、非生物的環境：気候、地理的形成、遺跡、土壌要因、水源、文化的及び歴史的環境などを調査のテーマに含めるべきである。

第13条 調査に遺跡及び地理学的な出土品又はそれに類する発掘物の収集が含まれている場合は、これら国家財産を保護するための通達を出す権限を持つ他の関係省庁と連携している保護区域生物多様性事務局からの提案に従わなければならない。

項 サンプル及び前述のタイプの標本の収集は、ふさわしい権限を与えられた者によってのみなされるべきである。

第14条 調査に文化財の取り扱いが含まれている場合は、それらに対応するドミニカの法律が適用される。考古学的調査又は類似したプロジェクトは国家文化事務局の承認によってなされるべきである。

第15条 保護区域の領域内では、科学的目的があり保護区域生物多様性事務局運営部門の許可が下りた時に限り、木の伐採が許される。

第16条 自然保護地域の上空二百（200）メートル以下を調査により航空機で立ち入る必要がある場合は、場所を限定した許可書が発行され、常にドミニカ共和国の法律により統制される。

第17条 フィールド調査を終える際には研究者は保護区域生物多様性事務局に持ち帰った物品及び見本（考古学的、地理的及びそれに類する発掘物）を引き渡せねばならず、それらはサント・ドミンゴ自然歴史国立博物館、ドミニカの博物館又はその他のふさわしい施設に保管される。

第5章

調査の許可に関する手続き及び法令

第18条 国籍を有する者、法的に滞在する権利のある者、すなわちドミニカ人又は外国人であり、調査の発展の労をいとわない者は直接又は間接的に調査のための許可を願い出ることができる。

第19条 保護区及び生物多様性区域の調査に関心のある者又は機関は以下のような手順を踏む必要がある：

1. 保護区域生物多様性庁（Viceministerio de Áreas Protegidas y Biodiversidad）長官（Viceministro）に宛てた書面による許可願いを、フィールド調査を始める少なくとも45日前までに保護区域生物多様性庁に提出する。
2. 附属書Ⅰにある規則の記入例に従い、細かく記された調査提案書を提出する。
3. 附属書Ⅱにある規則に従い、申込の概要を記入し提出する。
4. 後援機関により承認されたものと同じ調査提案書の写しを提出する。
5. 調査の実施を裏書きする関係機関の手紙又は通知を提出する。
6. 附属書Ⅲにあるきまりの見本に従い、調査の責任者による署名入りの宣言書を提出する。

項 保護区域内での移動、変更がある生物資源、考古学的、地理的などの捕獲及び採集は報告書の中にその点を記載しておくべきである。

第20条 保護区域生物多様性庁は、フィールド調査が始まる遅くとも15日前までには、提出された提案書の審査結果を申請者に通達しなければならない。

項 絶滅のおそれがあると考えられる自然又は文化資源の採取を含む、保護区域内における研究の承認は、当該の行為の必要性及び保護区域外での当該資源の入手の不可能性又は難しさが証明された場合にのみ付与される。

第21条 申請が許可された場合には、申請者は保護区域生物多様性庁へ出頭し、事前に調査の権利費用の支払い及び現地で使用する許可証の受け取りを済ませなければならない。

第 22 条 提案書は専門家チームにより検討及び評価されるが、より良い評価のために環境自然資源省の他の庁に帰属する有能な専門家も検討する。

第 23 条 調査を実施する許可又は認可には、保護区域生物多様性庁の長官又は臨時の代表代理の署名が必要である。

第 24 条 個人又は機関に与えられた調査許可は、譲渡することはできないので、受け取った者が責任を持たねばならない。

第 25 条 調査者に与えられる許可は一定の区域、特定の活動、及び期間に限られる。

項 1 調査者の希望する活動内容、場所及び／又は活動期間の全体的又は一部に変更がある場合、保護区域生物多様性庁の許可を得なければならない。

項 2 調査のプロジェクトが一年以上継続する場合、庁は少なくとも 45 日前までに調査者からの報告を受けていなければならない。報告書には時間表が含まれているべきであり、訪れる予定の場所、調査者の名前、及び予想される期間を記入する。同様に、調査エリアに到着した際には権限を備えた担当者又は責任者本人のところに出頭しなければならない。

第 26 条 科学的、教育的又は商業目的であれ、ビデオ、コンパクトディスク、写真、録音等の視聴覚プロジェクトのための許可申請をする場合には、科学的調査と同様の手順及び要求事項が適用される。環境自然資源省がふさわしいと判断した場合に、申請者と法的合意書を交わすことになる。

第 27 条 環境自然資源省から研究者に出された許可は、その他の申請の免除をするものではないので、ドミニカ共和国の法律に従い、他の申請は所轄の官庁で行わなければならない。

第 28 条 環境自然資源省から許可が与えられた場合は、研究者は以下のことを行う義務がある：

- 期間、仕事内容、方法などは保護区域生物多様性庁の指示に従い、行わねばならない。
- あらかじめ決められたグループで作業を行い、場合によっては事務局 (Subsecretaría) に指名された専門家の参加費用を支払わなければならない。
- 調査のタイプ及び延長に従い、同庁に報告書を提出して調査延長期間の決定

を委ねなければならない。

- 会議を招集し、講演、討議及びインタビューを行い、事務局に調査の進展を報告する。
- 調査結果を出版物に著し、これらの研究が保護区域生物多様性事務局の監修によりなされたことを記載する。
- 調査結果を載せた出版物を少なくとも三冊、事務局に提出する。

第6章

調査の許可のための費用

第29条 保護区域生物多様性庁は調査費用のうち0.5%を許可証の発行、及び調査の継続及び監督のために負担する。

項 外国人の場合はプロジェクトの総額の0.5%を外貨（USドル）でドミニカペソ（RD\$）に相当する額を、許可が出されたときのレートで支払う。

第7章

国際調査におけるカウンターパート

第30条 ドミニカ共和国内のすべての国際調査は、国の機関又は定評のあるドミニカ人の科学者をカウンターパートとし、参加費用はプロジェクトの予算に組み込まれていなければならない。

項1 カウンターパートは、志願者の中から提案されている調査にふさわしい技術的能力を有しているかどうかを考慮して、保護区域生物多様性事務局により審議され選定されるか、又は同事務局により推薦により任命される。

項2 仕事の性質上、又はこの職務を遂行するのに相応しい能力を持った者が見つからないために、この措置がとられない場合もある。

項3 国際調査においてカウンターパートの役割をする地元の技術者又は機関は、両国で交わされた正式な契約により統制されているべきである。

第8章

報告及び作成された出版物

第31条 調査の成果として制作される出版物には、技術者又は国際調査においてカウンターパートを務めた機関の参加又は援助についての謝意が記載されるべきである。

第32条 研究者は自国の言語で作成した出版物にスペイン語の要約を添付した写し三部を保護区域生物多様性事務局に納めなければならない。また研究者は、作成した報告書、写真、スライドもしくはビデオの少なくとも一式を提出しなければならない。

項 庁が必要と判断した場合に、進行中の調査活動の報告を求めることもある。

第33条 視聴覚資料に関しては、保護区域生物多様性庁に、作成した原語の写しを二部(2)提出しなければならない。

第9章

科学調査の奨励

第34条 以下の場合には保護区域及び生物多様性の分野における調査をする権利のための支払いが免除される：

1. 政府機関及び高等教育機関が環境自然資源省に協力することに合意している
2. 研究又は視聴覚資料の作成が科学的又は教育的目的であり：
 - a) 環境サービスの促進及び尊重に並々ならぬ関心があり、
 - b) 保護区域の保存に有益、及び調査を希望している区域内での深刻な問題の解決に寄与する場合。
 - c) 保護区域周辺の生態に良い影響があり、

- d) 保護区域内のインフラ又は機材を整備し、我が国の保護区域内に設置する場合、
- e) 革新的な知識の益が受けられるよう、事務局の技術者たちの参加を要請する場合、
- f) 知識を伝え、新しい技術を広める目的で、イベントを国内で開催する場合、

3. ドミニカ人及び外国人の名誉研究者、又は国内でドミニカ共和国の生物多様性及び保護区域に関する知識及び保存の点で長年に渡り貢献してきた研究者。

4. 保護区域及び生物多様性に関する題材のドミニカ人学生のモノグラフィー又は学位論文で、庁の顧問技術者の助けによりなされたもの。

項 このような目的ですべての申請者は、フィールド調査開始の 45 日前にプロジェクトの内容及び活動予定表を庁に提出する。

第 35 条 庁は毎年最も優れた研究と思われるものを表彰する。そのために保護区域生物多様性の最優秀調査認定委員会が組織され、委員会は保護区域生物多様性庁長官、保護区域局、野生動植物局、生物多様性局の局長ら、及び調査責任者で構成される。

第 36 条 保護区域及び生物多様性における最優秀研究認定証の授与は、環境資源省の設立記念日である毎年 8 月 18 日に開催される。

項 調査認定委員会は、革新的な面、調査の貢献若しくはその成果、得られた成果の有用性、又はその他の相応しい要素から考慮され、必ず保護区域及び生物多様性の保護に関係する内容でなければならない。

第 10 章

協約、協定及び契約

第 37 条 保護区域生物多様性庁は公立大学若しくは私立大学、又はその他の正規に認定されている高等教育機関と合意書及び協定を結ぶ。同様に、これらの合意書及び協定は個々の研究者及び定評のある研究所とも結ばれる。

項 これらの合意書及び協定には資金面、情報交換、サンプルの収集、共同開催の科学的なイベント、すべての保護区域及び生物多様性の保存にかかわる著作物又は視聴覚資料の著作権を含む。

第 11 章

遺伝資源を使用した調査

第 38 条 遺伝資源へのアクセス、バイオプロスペクティング又はその両方の研究を行う際には、情報に基づく事前の同意がなければならない。

第 39 条 遺伝資源へのアクセスを含む調査を保護区域及び生物多様性のエリア内で行うために、研究者はこの条文の附属書 IV にある書式のモデルに従って契約書を作成しなければならない。

第 40 条 この研究の成果として商業的価値のある分子又はその派生物が見つかり、商品化される場合には、生物多様性条約の条約文に従い、ドミニカ政府が利益を受ける。

第 12 条

一般規定

第 41 条 保護区域生物多様性庁は一人又は複数の公式技術者を研究者たちに派遣し、相応しいと思われる方法でモニタリングをし、調査の発展を継続する。

第 42 条 プロジェクト遂行者の中で科学的調査の援助又は視聴覚資料の制作の援助者として公式技術者又はフィールドワーカーを希望する者は、申請書にその点を明記すること。

項 1 申請が受け入れられた場合は、申請者は環境資源省の料金規定に応じて、派遣者の仕事日数に応じた旅費を負担しなければならない。

項 2 プロジェクトの責任者は、環境資源省及びその外局、並びに従事した技術者に対し、該当する制作者の明示（créditos）をしなければならない。

第 43 条 プロジェクトの責任者は環境の保護を目的とした国際的な生物多様性条約や絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

(CITES) などの規定を尊重しなければならない。その他のドミニカ共和国政府が調印したすべての条約についても同様である。

第 44 条 プロジェクトの責任者は、国の法律、環境及び自然資源に関する法律、及びドミニカ共和国の環境自然資源省によって公布された管理上の規定を遵守しなければならない。

第 45 条 環境自然資源省は 2000 年 7 月 26 日に発布された法律第 65 号第 13 条項 2 の著作権に関する規定に従い、職員及び官僚の調査により発生する権利を認めなければならない。

第 13 章

禁止事項

第 46 条 次の行為は保護区域内及びその他の国内の地域で禁止されている：

- a) 当局により許可されている以上のサンプルを採集すること、
- b) フィールド調査及びラボラトリーでの調査において許可されていない方法を用いること、
- c) 許可されている地域外で許可証を用いること、
- d) 動物若しくは外来種の植物又は遺伝子組み換えの種を研究地域に持ち込むこと、
- e) 調査において許可されていない者を雇用すること、
- f) 不正に動植物、特に絶滅の恐れのある種を扱うこと、
- g) モニタリング活動の妨害又は所轄機関の監督に逆らうこと、
- h) 決められた手順に従わないこと、
- i) 保護区域の様々な管理規定に従わないこと、

- j) 野生動物を、保護区域内におけるその個体数が減少し、科学的調査により個体数の回復のために必要と判断されていないにも関わらず持ち込むこと。また動物の遺伝子を、その動物が仮に健康で適切な状態であっても持ち込む行為。
- k) 動物に嫌がらせをする、特に餌場また繁殖をする場所での迷惑行為。
- l) 露天のものであれ、洞穴、洞窟のものであれ、先住民による壁画（絵文字、岩面陰刻、モノリス等）及び遺跡に変更を加える行為。
- m) 廃棄物を投棄する又は埋めること。すべてのフィールド調査において出される廃棄物は保護区域の外に持ち出して処分すること。

第 14 章

罰則規定

第 47 条 研究者が法律及びきまり又は本規則の規定を守らない場合、又は何らかの予想できないより大きな影響により、省は責任をとらずに一方的に調査許可を取り消すことがある。

第 48 条 研究者は許可を得ている活動だけを行うことが許され、第三者に対して生じたあらゆる不利益又は損害について責任を有するものとし、省又はその職員は当該の事実について一切の責任を負わない。同様に研究者は、環境自然資源総合法第 64-00 号、その他保護区域及び生物多様性に関する法令並びにドミニカ共和国のすべての法令に従って、環境及び自然資源を脅かす全ての損害に対して民事責任、刑事責任及び行政責任を負わなければならない。

第 49 条 一般に、これらの規則の規定への違反は、環境自然資源総合法第 5 章第 165 条から 187 条、第 1、2、3、4、5 及び 6 節に記載されている行政上及び司法上の事案における権能、責任及び罰則を決めるための規定に従って扱われる。

項 上記の規定に加えて、環境自然資源総合法に記されている減少している種、又は絶滅の恐れにさらされている種に関する罰則規定も適用される。

第 50 条 規定違反又は環境の倫理に反する違反に対する行政処分として、当局の裁量で判断されるもののうち、上記以外には以下が考慮されうる：

- a) 保護区域及び生物多様性における新たな研究の向こう十年に渡る禁止、
- b) 研究の実施に払われた費用の返還要求は、いかなる場合にも応じられない。

項 行政上の制裁は当局の裁量に任されるが、常にドミニカ共和国、特に現行の環境自然資源総合法（法律第 64-00 号 2000 年 8 月 18 日施行）の精神に基づいて判断される。

附属書 I

調査提案書の記入事項

- a) 調査のタイトル
- b) 調査地域
- c) スペイン語又は英語による実施内容の要約
- d) プロジェクトの背景及び正当性
- e) 機関の名称及び住所
- f) 参加者すべての氏名（身分証明書の写し又はパスポートの写しを添付）
- g) 主席研究員の氏名、住所及び学術称号
- h) 研究期間
- i) 研究の目的及び目標
- j) フィールド調査の総合日程表
- k) 詳細な方法、捕獲、収集、サンプル採集で重点を置くところ、また標本に印をつけるもの。

考古学及び／又は地理的な発掘物のコレクション及びその用途。捕獲及び収集に使われる器具一式。
- l) プロジェクト実施による予想される影響及び緩和策
- m) 期待される成果
- n) 予想される出版又は報告書
- o) 参考文献
- p) プロジェクトの見積書

附属書Ⅱ

環境自然省

保護区域生物多様性庁

保護区域及び生物多様性内での調査実施申込書

調査データ	
1. プロジェクトのタイトル	
2. プロジェクトの分野及び特殊性	
3. 調査場所	
4. 調査タイプ：基礎（ ）応用（ ）技術（ ）社会（ ）歴史（ ）民俗学（ ）考古学（ ）その他（ ）	
5. 開始日	6. 終了日
参加機関	
8. 代表機関	
9. 住所	
10. 電話 11. Fax	
12. メールアドレス	
13. プロジェクトの後援者：	14. プロジェクトの費用
15. 採集道具（動植物相の場合）学名と通称	
16. その他	
17. 採集物の保管場所（住所も記入）	
18. 使用する器具	19. 補助機材（写真、ビデオ、その他）

20. 臨時設備 (小屋、テント、やぐら他)				
21. プロジェクトのもたらす利益				
申請者のデータ又は主席研究者のデータ				
1. 姓	2. 名前	3. 身分証明書又はパスポートの 番号	4. 国籍	
5. 専門及び学術称号				
6. 機関名				
7. 住所				
8. 電話		9. F a x		10. メールアドレス
その他調査参加者のデータ				
1. 姓	2. 名前	3. 身分証明書かパスポートの番号	4. 国籍	5. 専門
1. 姓	2. 名前	3. 身分証明書かパスポートの番号	4. 国籍	5. 専門
1. 姓	2. 名前	3. 身分証明書かパスポートの番号	4. 国籍	5. 専門
1. 姓	2. 名前	3. 身分証明書かパスポートの番号	4. 国籍	5. 専門

附属書Ⅲ

宣言書

私はドミニカ共和国の保護区域及び生物多様性の区域の研究の発展のために必要な基準及び規制についての知識を持っています；同様に、調査を徹底的に成し遂げる姿勢は真摯なものであり、提供したすべてのデータは本物です。保護区域及び生物多様性庁が期間に、予告なしにプロジェクトを中断させる権限があること、また保護区域及び生物多様性のエリアに関する条文に含まれる規則に従わない場合や規制を守らない場合にプロジェクトを中断する権限があることを承諾します。

プロジェクト

プロジェクトの責任者氏名

身分証明書の番号及び選挙番号又はパスポート番号

署名

場所及び日時

附属書IV
環境自然資源省
保護区域生物多様性庁

委任状

この委任状を通して以下の_____

身分証明、選挙証明書番号_____

パスポート番号_____

に調査を行う権限を委任します。

上記の調査は_____

の地域で行われ、予定している方法は_____

です。

この委任状は _____ の日付から

まで有効です。

この委任状は保護区域及び生物多様性の発展のための法令及び規制に従うよう
主席研究者を促し、添付の宣言書によりそれを受け入れたことを明らかにしま
す。

保護区域生物多様性庁

日付： _____

附属書V

遺伝資源へのアクセスのための契約モデル

環境自然省国務長官 (Secretaría de Estado) 及び

契約の一方の当事者：環境資源省は、マキシモ・ゴメス通りのロス・レジェス・カトリコスに位置し、2000年8月18日に法令第64-00号によって設置された保護区域生物多様性庁、代表者_____、長官であり、ドミニカ人、成人、既婚者であり、身分証明書、選挙番号_____を有しこの市に居住する者を通じて、_____日に、環境自然資源省国務長官でありこの契約書の“第一当事者”である_____により特別な権限を委ねられている；

一方、_____は、_____により運営されている機関で、その本部は_____に位置しており、_____により正式に代表され、この者の国籍は_____、成人であり、パスポート_____番号_____であり、_____の_____に居住している。この者はこの契約書のこの契約書の“第二当事者”である。

考慮すべき点：1992年6月5日に国は生物多様性条約に署名した。この国際条約は1996年10月2日に国会にて法律に加えられた。

考慮すべき点：生物多様性条約の第一条には目的が次のように定められている：“この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。”

考慮すべき点：第15条第1項には“各国は、自国の自然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。”と定められている。

考慮すべき点：第 15 条 2 項には“締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。”と定められている。

考慮すべき点：国の任務は生物多様性の状態の調査を促進し、規則を制定することであり；

考慮すべき点：2000 年 8 月 18 日に制定された法律第 64-00 号第 59 条には“ドミニカ政府は環境及び自然資源の持続可能な開発のために科学的調査及び技術的調査を促進、及び奨励する。”と規定されている。

考慮すべき点：環境及び自然資源に関する法律第 64-00 号第 137 条には“生物多様性と国の遺伝資源の持続可能な利用と保存は国及び全ての国民の義務であり、これは国の法律、条約、合意書及びドミニカ政府により批准された国際条約に従うものである。”と規定されている。

従って：序文はこの契約の重要な部分を成し、この契約は任意のものである。

以下のように合意し契約する

第一：契約の目的。“**第一当事者**”は“**第二当事者**”に、_____のプロジェクトによる_____の地域で収集される_____に由来する遺伝資源の調査する権限を与える。プロジェクトの調査内容に変更又はその責任者の交代がある場合には、速やかに“**第一当事者**”に書面で知らせる。

第 1 項：このプロジェクトは保護区域生物多様性事務局により定められた規定に従って遂行されなければならない。

第 2 項：“**第一当事者**”は国の権威として、提出されたプロジェクトに関して助言を与える。

第二：標本採集の条件。特定の場所にある遺伝資源の取得のための生物資源の標本又はサンプルの採集は、要求事項をプロジェクトの予定期間、また“**第一当事者**”に属する科学的目的のための採集及び捕獲を許可する権限及び発行された契約書により規定されている。

第1項：これらの許可は“**第一当事者**”により研究者各自に発行され、この許可証は標本の採集時に“**第二当事者**”が携帯する。“**第一当事者**”は個体数を採集する数を個体群により、また種に従って決定しなければならない；全個体数の著しい減少を避けるよう注意を払う。

第2項：プロジェクトの期間は二(2)年までとし、六(6)か月ごとに契約を更新する。

第三：情報へのアクセス。“**第二当事者**”は三(3)か月ごとにプロジェクト進行の予定、またプロジェクト終了時には結果の詳細を“**第一当事者**”に報告する。さらに保護地域生物多様性事務局にプロジェクトの枠組みに沿った研究及び実験の報告書提出に提出する。これらのファイルは野生生物及び生物多様性の遺伝資源のDPTファイルに変換できるようにして電子ファイル(PDF)の印刷物の形で提出する。これらの報告書及び進行状況はドミニカ共和国の公式言語で作成されるべきである。“**第二当事者**”は“**第一当事者**”の技術者に、プロジェクト進行で得られている成果を、プレゼンテーションで報告する。

第1項：“**第二当事者**”によるプレゼンテーションには以下の点が含まれていなければならない：

- 1) 提案していた目標の達成。
- 2) 目標と得られた成果の関係。
- 3) 科学の発展及び調査の継続のための研究の結果がどれほど重要かという点。
- 4) 最初に許可の下りた計画の達成。
- 5) 契約時に合意した利益の達成。
- 6) 採集物の配分をするという合意の履行。

第四：専門家育成の課程。“**第二当事者**”は、当事者間の合意に従い、講習会、インターンシップ又はその他の能力構築をドミニカ人技術者に提供し、移動、宿泊及び運営の費用を提供し、並びに第一当事者に対するサンプル作製及び手続の準備において、カウンターパートとして参加し、“**第一当事者**”は本項の規定を遵守するため、この締結された条約の条項を守るために報酬及びライセンスをプロジェクトの中の重要な分野の訓練に与える。

第1項：専門家育成の課程。“第二当事者”は資源に関連する無形の要素、及び知識並びに保存のために役立つ実習、管理及び生物多様性の構成要素の持続可能な利用に関して地域の能力を強化し、発展させる。

第2項：“第二当事者”は状況を改善する条件を作り、並びに健康及び環境に有害な影響を及ぼすおそれのある昆虫の蔓延を抑制し、必要な場合には、その種の保存のために環境的条件を改善する。

第五：経済的効果。“第一当事者”はこの契約により与えられた“第二当事者”の利益のうち_____%の特許使用のロイヤリティ、商品化、産業化又は研究で得られた物質から作られたそれぞれの商品及び遺伝資源の利用の発見で得た利益を受け取る権利がある。

第六：第三者へ移転。“第二当事者”は遺伝資源及びその派生物を以下の条件を満たす条件で第三者に移転することができる：

- 1) あらかじめ“第一当事者”の承諾を得ること。
- 2) “第一当事者”へ標本の移転をした場合の総額15%を支払う。
- 3) 商品化又は産業化、特許、ロイヤリティその他すべて調査による収入、遺伝資源の利用による利益を、決められた割合で配分することを約束する。
- 4) “第一当事者”と情報を共有する、及びドミニカ人研究者の訓練及び育成への参加を約束する。
- 5) 利権の保護のため経済面での規則を設け、第三者へ決められた責務を守らせる。

第1項：“第二当事者”は希望する機関を、後に承認及び商談のために“第一当事者”に審査してもらわなければならない。

第七：素材の識別。“第二当事者”は採集された生体物を遺伝資源へのアクセスのために国内で分類学的に識別する。生体物質を国外で識別する必要がある場合は、事前に書面で通知して“第一当事者”へ、“第二当事者”により発送されるが、すべて国内又は国外での発送の責任、発送にかかる費用は“第二当事者”が負うこととなり、上記の素材は分類学上の使用に限られる。

第八：遺伝資源及びその派生物の行先：“第二当事者”はプロジェクト実施の要点に沿って収集された“第一当事者”に割り当てられた生体物質を政府機関に保管することになる。収集されたサンプルに新しい種が認められた場合は、

サンプルはドミニカ共和国のものとなり、ドミニカのふさわしい機関に保存され、増やしたものがある場合は、“**第一当事者**”により定められた両者に分配されることになる。標本が一つしか存在していない場合の行先を決めるのは“**第一当事者**”である。“**第一当事者**”が自らに帰属している標本を**第二当事者**が分類、識別及び研究するために貸与する場合は、調査が終了した時点で、サンプルは完全な保存状態で調査の結果を詳述した報告書と共にドミニカ共和国に返還されなければならない。発送の費用は“**第一当事者**”の機関の規則に従い“**第二当事者**”により負担される。

第九：登録の写し。 “**第二当事者**”は“**第一当事者**”にこの契約を結んだ時点で定めた条項に従い研究対象の動物及び植物の音声及び画像の記録の写し（電子フォーマットによる）を渡す。

第十：使用規制。 遺伝資源及びその派生物を、生物兵器又は環境若しくは人体に有害な目的で使用すること、又はドミニカ共和国により締結されている協定により禁じられている活動に使用することは許可されていない。

第十一： 生息域外の条件。 現行の契約が有効である期間又は契約が終了した後も、ドミニカ共和国はサンプル採集により得られた遺伝資源及びその派生物について、それらが**生息域外**の状態にあるか否か、国内又は国外にあるかにかかわらず、それらの所有権を持つ。

第十二：監視及びコントロール。 “**第一当事者**”はこの契約により保護されている素材の監視システム、コントロール及び検査を組織し、それには収集物の点検及び定期的になされる報告書を通じた追跡調査が含まれる。

第十三：保証。 “**第二当事者**”は“**第一当事者**”の益になるよう、_____の金額又は国内通貨による相当する金額で、この契約の履行を保証する連帯保証書を作成するものとする。保証金の総額はドミニカ共和国中央銀行の固定価格指数により変更される場合がある。

第十四：条約の変更。 “**第一当事者**”は環境及び生物多様性の保全、その他のふさわしい理由があり、公益が関係している場合にこの契約の変更を15日前に“**第二当事者**”に通告する。“**第一当事者**”は、可能な場合には契約の目的を完遂するための譲歩案を提案する。

第十五：この契約にはリスクと両者のすべての知識が記入されており、何らかのより大きな影響力、不可抗力若しくは安全上の問題、又はその他の原因でこ

の契約を履行できない場合は、契約内容を行使する権利又は契約を遂行する義務は中断される。

第十六：契約の破棄。 この契約は“**第二当事者**”側の条項不履行が原因の場合、“**第一当事者**”により破棄される場合がある。この場合は行政上、司法上又は刑法上に訴える権利はなく、賠償金の補償もされない。

第十七：責任。 “**第一当事者**”はこの契約の要点に沿って獲得した遺伝資源又はその派生物の無許可の使用に対して、国内であれ国際的な規模であれ、民法及び刑法の処置に訴える権利を有する。

第十八：適用基準。 この契約により明文化されていない事項に関しては、ドミニカ共和国の法律、特に生物多様性の合意書、及びその他の国内の規定又はドミニカ共和国が締結したその他の条約が適用される。

第十九：特別権限。 この契約の解釈及び履行に生じる疑問や論争で行政機関において解決できない問題、又は両方が合意に達しない場合には、特別権限としてサント・ドミンゴの裁判所に決定が持ち込まれる。

第二十：更。 この契約はプロジェクトが続行している間は、六(6)か月ごとに更新されなければならない。申請者は契約期限の終了の三十(30)日より前に書面により申請をしなければならない。

第二十一：効力。 この契約は両者の署名から数えて六(6)か月間有効である。

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ特別区において(20____)年、_____月日に同内容の原本が5通作成され署名された。

第一当事者

第二当事者

特別区の公証人、私 _____ は _____ 氏
と _____ 氏が、ドミニカ共和国サント・ドミンゴ特別区において
(200____)年、_____月_____日に彼らの意志により、常に用いる
通りに署名したことにより、これらの署名が信用に値するものであることを証
明する。

公証人